

富山県警察職員の退職管理に関する要綱の制定について（例規通達）

「富山県警察職員の退職管理に関する要綱」を別添のとおり制定し、平成28年6月29日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底するとともに、適正な運用に努められたい。

別添

富山県警察職員の退職管理に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、富山県職員の退職管理に関する条例（平成28年富山県条例第3号。以下「条例」という。）及び富山県職員の退職管理に関する規則（平成28年富山県人事委員会規則第533号）の規定に基づき、富山県警察職員の退職管理に関し、その透明性を高め、警察業務の公正性を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

1 職員

富山県警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の2第1項に規定する特定地方警務官を含む。）をいう。ただし、次に掲げる職員を除く。

- (1) 臨時的に任用された職員
- (2) 条件付採用期間中の職員
- (3) 非常勤職員（再任用短時間職員を除く。）

2 再就職者

職員であった者であって離職後に営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）の地位に就いている者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 退職手当通算予定職員であった者であって引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者
- (2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者

3 契約等事務

富山県警察と営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分に関する事務

4 管理職員

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第261号）の規定により管理職手当を支給される職員

第3 再就職者による依頼等の規制

1 禁止行為

- (1) 再就職者は、職員に対して、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

- (2) 再就職者のうち、特定地方警務官及び管理職員であった者は、職員に対して、当該職に就いていたときの職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- (3) 再就職者は、職員に対して、富山県警察在職中に自らが決定した契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 再就職者による依頼等の承認の手続

再就職者は、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として法第38条の2第6項第6号に規定する承認を得ようとするときは、再就職者による依頼等の承認申請書（別紙第1）を、警務部警務課長を経由して富山県警察本部長（以下「本部長」という。）に提出しなければならない。

3 禁止行為の依頼等を受けた場合の職員の手続

職員は、再就職者から前記1に規定する禁止行為の依頼等を受けたときは、再就職者から依頼等を受けた場合の届出（別紙第2）を遅滞なく人事委員会に提出するものとする。

第4 本部長への届出

管理職員であった者は、条例第3条の規定により、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）、営利企業の地位に就いた場合又は再就職先における地位に変更があった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、再就職した場合の届出（別紙第3）により、本部長に届け出なければならない。

- 1 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員となるため退職し、引き続き地方公務員又は国家公務員となった場合
- 2 再任用職員として富山県警察において採用された場合
- 3 日々雇い入れられる者となった場合
- 4 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、再就職日から起算して1年間につき、103万円以下の報酬を得る場合

第5 再就職状況の公表

- 1 本部長は、毎年7月末日までに、届出を受けた管理職員の再就職状況について公表するものとする。
- 2 前記1により公表する内容は、再就職した管理職員の氏名、離職時の職名、離職日、再就職先の名称、再就職先における役職名及び再就職日とする。

※ 別紙様式省略